

件名

第一種金融商品取引業を行う外国法人が国内において保有すべき資産として適當と認められる資産を指定する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百九十七条第七号の規定に基づき、金融商品取引業者が国内において保有すべき資産として適當と認められる資産を次のように指定し、平成二十年二月一日から適用する。

平成二十年一月三十一日

金融庁長官 佐藤 隆文

一 国内の金融機関に対するコール・ローン

二 債券の売戻条件付売買又は現金担保付有価証券借入について、金融商品取引業者の本店その他の非居住者に対する受渡代金相当額又は差入担保金